

川崎市肺がん検診委託事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2及び健康増進法施行規則（平成15年4月30日厚生労働省令第86号）第4条の2に基づく健康増進事業として、肺がんの早期発見を図るため、肺がん検診（以下「検診」という。）を行うことにより、市民の健康保持及び向上に資することを目的とする。

（受診対象者）

第2条 検診を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有し、かつ年齢40歳（年度内に対象年齢に達する者を含む。）以上の者とする。ただし、保険者等が行う医療保険各法その他の法令に基づいた当該検診を受けることができる者については、対象者から除くものとする。

（受診回数）

第3条 同一の対象者が検診を受けることができる回数は、各年度に1回とする。

（実施主体等）

第4条 検診の実施主体は川崎市とし、これを川崎市医師会に委託し、第5条第2項に規定する登録医療機関において実施するものとする。

（医療機関の登録）

第5条 市内の医療機関が検診を実施する医療機関として登録を受けようとするときは、川崎市がん検診等登録医療機関申請書（第1号様式）により、川崎市医師会長を経由して市長に申請しなければならない。この場合において、医療機関の開設者は、川崎市がん検診等登録医療機関推薦願書（第1号様式の2）を川崎市医師会長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により、川崎市医師会長から推薦があった場合には、当該医療機関を肺がん検診実施医療機関として登録（以下「登録医療機関」という。）するものとする。

3 市長は、登録医療機関に対し、川崎市がん検診等実施医療機関登録書（第2号様式）及び「川崎市がん検診登録医療機関表示用プレート」（以下「プレート」という。）を交付する。

4 登録医療機関は、検診を実施するにあたりプレートを医療機関内の受診者の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

（登録の変更・辞退等）

第6条 登録医療機関の開設者は、登録した事項を変更するとき又は辞退するときは、川崎市医師会長を経由して、川崎市がん検診等登録医療機関登録事項変更（辞退）届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（検診手続き）

第7条 検診を受けようとする者は、検診を実施する登録医療機関（以下「実施登録医療機関」という。）において川崎市肺がん検診申込書・記録票（第4号様式）を記入し、提出しなければならない。

（費用の額）

第8条 検診の費用の額は、市長が別に定めるものとする。

2 検診の結果、精密検査に要した費用は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）によるものとする。

（費用の負担等）

第9条 検診に要した費用の負担は、次の各号に定めるところによる。

（1）受診者及び市長は、前条第1項の規定に基づき算定した額を負担し、その額のうち受診者は、「健康増進法第19条の2による健康増進事業に関する要綱（平成20年3月31日19川健健第1766号）」別表に

規定する一部負担金（以下「一部負担金」という。）の額を負担し、市長はその残額を負担する。ただし、同要綱第5条の規定により一部負担金を免除する場合は、市長が前条第1項の規定に基づき算定した額を負担する。

（2）実施登録医療機関は、一部負担金を当該受診者から検診を実施する際に徴収するものとする。

（3）前条第2項に規定する費用については受診者が負担することを基本とし、この要綱により実施する肺がん検診委託事業において市長は当該費用を負担しない。

（検診項目）

第10条 検診の項目は、次の各号のとおりとする。

（1）問診

（2）胸部エックス線検査

（3）喀痰細胞診検査

（検査基準）

第11条 前条に定める検査基準は、別表1による。

（エックス線フィルム及び画像の読影方法）

第12条 検診により撮影したエックス線フィルム及び画像（以下、「フィルム等」という。）の読影は、一次読影を実施登録医療機関の医師が行った後、更に、全症例につき別の医師により二次読影を行うものとする。呼吸器画像診断の十分な経験を有する医師が2名以上いないなどの理由で二次読影が困難な場合には、川崎市医師会に委託して行う読影会へ提出して二次読影を行うものとする。

（喀痰細胞診検査の対象者）

第13条 喀痰細胞診検査の対象者は次の各号のいずれかに該当する者に実施

する。

(1) 50歳以上で喫煙指数（1日本数×年数）が600以上の者（過去における喫煙者を含む。）

(2) その他医師が必要と認めた者

（喀痰細胞診の検査機関）

第14条 喀痰細胞診検査については、市長が別途示す基準を満たす細胞診検査機関で行うものとする。

（記録）

第15条 実施登録医療機関は、その結果を第4号様式に記録するものとする。

2 実施登録医療機関の開設者は、費用の請求を行う際、川崎市がん検診等委託料請求書（第5号様式）に第4号様式を添付し、市長に請求するものとする。

（検診結果の判定）

第16条 検診結果の判定区分は、次の各号のとおりとする。

(1) 所見なし（精密検査不要）

(2) 所見あり（精密検査不要）

(3) 要精密検査（肺がん以外）

(4) 要精密検査

（検診結果の通知及び事後指導）

第17条 検診結果は、実施登録医療機関において、川崎市肺がん検診結果票（第4号様式の3）をもって受診者に速やかに通知し、適切な指導を行わなければならない。

2 実施登録医療機関は、受診者のうち、前条第4号に該当すると認めた者（以下「要精検者」という。）の結果を川崎市肺がん検診精密検査結果報告書（第6号様式）により市長に報告するものとする。また、要精検者を他の医療

機関へ紹介する場合には、精密検査紹介状（第 7 号様式）に必要な事項を記入するとともに、その紹介医療機関に第 6 号様式により精密検査結果を市長に報告するよう依頼しなければならない。

- 3 実施登録医療機関は、検診実施後 3 か月以内に精密検査受診の有無が不明な場合には、実施登録医療機関が要精検者に対し、精検受診の有無及び結果等に関する照会を行わなければならない。また、精密検査未受診者に対しては精密検査の受診勧奨を行わなければならない。

（精密検査結果等の調査）

第 18 条 市長は、精密検査実施医療機関に対し、必要に応じて精密検査結果等について調査を行う。

（事業の周知）

第 19 条 事業の周知は、国民健康保険における特定健診対象者へのチラシ送付によるほか、市政だより、ポスター、ホームページ、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）事業等によって行い、広く市民に徹底するよう努めるものとする。

（費用の請求及び支払い）

第 20 条 実施登録医療機関の開設者は、検診に要した費用のうち第 9 条第 1 号の規定にする市長が負担する額を第 5 号様式により、原則として、検診を実施した月の翌月の 15 日までに市長に請求するものとする。

- 2 前項の請求は、別表 2 に定める窓口に提出するものとする。

- 3 市長は、前 2 項による請求があったときは、速やかにその内容を審査し、川崎市医師会を経由して実施登録医療機関に支払うものとする。この場合、市長は請求があった月の翌々月の 18 日までに川崎市医師会に支払うものとする。

（検診記録等の保存）

第 2 1 条 第 4 号様式は、医師法（昭和 2 3 年法律第 2 0 1 号）第 2 4 条第 2 項の規定に準じ、実施医療機関において検診を実施した日から起算して 5 年間保存しなければならない。

2 検診により撮影したフィルム等は、実施医療機関において検診を実施した日から起算して 5 年間保存しなければならない。

3 前 2 項については、電子媒体による保存に代えることができる。

（委任）

第 2 2 条 この要綱の実施について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

（川崎市肺がん検診（節目健診）実施要領の廃止）

2 川崎市肺がん検診（節目健診）実施要領は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

（川崎市肺がん検診（区保健福祉センター）実施要綱の廃止）

2 川崎市肺がん検診（区保健福祉センター）実施要綱は、廃止する。

（東日本大震災に伴う特例）

3 東日本大震災の被災により災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）の適用を受けた地域の方々（以下「被災者」という。）が、一時的に居住地のある市町村から本市へ避難している場合において、震災後の生活実態等をかんがみ、避難者の健康増進に資するため、平成 2 3 年 3 月 1 1 日から当分の間、

第2条の規定を準用する。この場合において、同条中「本市に住所を有し」とあるのは「東日本大震災の被災により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域の方々のうち、一時的に居住地のある市町村から本市へ避難している方々であり」と読み替えるものとする。

また、その他被災地域からの避難者等、一定の配慮を要する者として健康福祉局長が認めた場合においても、対象者として同様に扱うことができる。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年12月3日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の要綱の規定により調製した様式で現に残存するものについては、当面の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月19日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の要綱の規定により調製した第4号様式及び第4号様式の2による様式で現に残存するものについては、当面の間、必要な箇所を訂正した上、

引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成２８年４月１４日から施行する。

（平成２８年熊本地震に伴う特例）

- 2 平成２８年熊本地震の被災により災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用を受けた地域の方々が、一時的に居住地のある市町村から本市へ避難している場合において、震災後の生活実態等のかんがみ、避難者の健康増進に資するため、平成２８年４月１４日から当分の間、第２条の規定を準用する。この場合において、同条中「本市に住所を有し」とあるのは「平成２８年熊本地震の被災により災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用を受けた地域の方々のうち、一時的に居住地のある市町村から本市へ避難している方々であり」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の要綱の規定により調製した様式で現に残存するものについては、当面の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の要綱の規定により調製した様式で現に残存するものについては、
当面の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱の規定により調製した様式で現に残存するものについては、
当面の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱の規定により調製した様式で現に残存するものについては、
当面の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱の規定により調製した様式で現に残存するものについては、
当面の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱の規定により調製した様式で現に残存するものについては、
当面の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 1 9 日から施行し、令和 7 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱の規定により調製した様式で現に残存するものについては、
当面の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

別表 1 （第 1 1 条関係）

検 査 基 準		
1	診 察	1 回
2	胸部エックス線検査	
	(1)直接撮影	1 回
	(2)写真診断	1 回
3	喀痰細胞診検査	
	YM式固定液による3日連続蓄痰	1 回

注 2の検査に使用するエックス線写真は、原則として大角2枚とする。

注 3の検体において、喀痰中に組織球が認められなかった場合には、1回
に限り再検査することができる。

別表 2（第 20 条関係）

提 出 窓 口
健康福祉局保健医療政策部健康増進課
川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 地域支援課
幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 地域支援課
中原区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 地域支援課
高津区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 地域支援課
宮前区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 地域支援課
多摩区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 地域支援課
麻生区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 地域支援課

川崎市がん検診等登録医療機関申請書

令和 年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

医療機関 所在地
名 称
開設者
T E L

川崎市の各がん検診等委託事業実施要綱の規定に基づき、

- ☐ 肺がん検診 ☐ 大腸がん検診 ☐ 胃がん検診
☐ 子宮がん検診 ☐ 乳がん検診 ☐ 骨粗しょう症検診

登録医療機関として申請します。

☐ 肺がん検診 診療科目

胸部エックス線装置 種類 形式

☐ 大腸がん検診 診療科目

検診項目〔問診、免疫学的便潜血検査2日法〕

☐ 胃がん検診 診療科目

検査方法(該当する番号に○印をつける)

(1) 胃エックス線検査 装置 種類 形式

(2) 上部消化管内視鏡検査 装置 種類 形式

☐ 子宮がん検診 診療科目

☐ 乳がん検診 診療科目

検診項目〔問診、マンモグラフィ〕

マンモグラフィ 製造元 形式

☐ 骨粗しょう症検診 診療科目

検査方法(該当する番号に○印をつける)

(1) DXA法〔腰椎測定〕 (2) DXA法〔その他〕 (3) 改良型MD法

(4) SXA法 (5) PQCT法 (6) 超音波法

注) 本申請書は、川崎市がん検診等登録医療機関推薦願書を添えて川崎市医師会長に提出してください。

川崎市がん検診等登録医療機関推薦願書

令和 年 月 日

川崎市医師会長 様

医療機関 所在地 _____
 名 称 _____
 開設者 _____
 T E L _____

川崎市の

☐ 肺がん検診
 ☐ 大腸がん検診
 ☐ 胃がん検診

☐ 子宮がん検診
 ☐ 乳がん検診
 ☐ 骨粗しょう症検診

実施医療機関として登録したいので、御推薦をお願いいたします。

☐ 肺がん検診 診療科目 _____
 胸部エックス線装置 種類 _____ 形式 _____

□ 大腸がん検診 診療科目 _____
 検診項目〔 問診、免疫学的便潜血検査 2 日法 〕

☐ 胃がん検診 診療科目 _____
 検査方法（該当する番号に○印をつける）

(1) 胃エックス線検査	装置	種類	形式
(2) 上部消化管内視鏡検査	装置	種類	形式

☐ 子宮がん検診 診療科目

□ 乳がん検診 診療科目 _____
 検診項目〔 問診、マンモグラフィ 〕

マンモグラフィ 製造元 形式

□ 骨粗しょう症検診 診療科目 _____

検査方法（該当する番号に○印をつける）

(1) DXA法〔腰椎測定〕 (2) DXA法〔その他〕 (3) 改良型MD法
(4) SXA法 (5) PQCT法 (6) 超音波法

川崎市がん検診等実施医療機関登録書

医療機関 所在地.....

名 称.....

開設者.....

川崎市の各がん検診等実施要綱の規定に基づき、

〔☐ 肺がん検診 ☐ 大腸がん検診 ☐ 胃がん検診
☐ 子宮がん検診 ☐ 乳がん検診 ☐ 骨粗しょう症検診〕

登録医療機関として登録します。

胃がん検診

登録した検診項目（該当する番号に○印）

- （１）胃部エックス線検査
（２）上部消化管内視鏡検査

骨粗しょう症検診

登録した検診項目（該当する番号に○印）

- （１）DXA法〔腰椎測定〕 （２）DXA法〔その他〕 （３）改良型MD法
（４）SXA法 （５）pQCT法 （６）超音波法

令和 年 月 日

川崎市長

印

川崎市がん検診等登録医療機関登録事項変更（辞退）届

令和 年 月 日

（あて先） 川 崎 市 長

医療機関 所在地.....

名 称.....

開設者.....

T E L.....

川崎市の

- | | |
|---|--|
| { | ☐ 肺がん検診 ☐ 大腸がん検診 |
| | ☐ 胃がん検診 （胃部エックス線検査、上部消化管内視鏡検査） |
| | ☐ 子宮がん検診 ☐ 乳がん検診 ☐ 骨粗しょう症検診 |

登録医療機関として登録した事項を変更したいので、届け出いたします。

1 変更、辞退の区別

（1） 変 更

（2） 辞 退

2 変更する場合にあっては、その内容

辞退する場合にあっては、その期日

.....

.....

.....

.....

.....

.....

注）本変更（辞退）届は川崎市医師会長に提出してください。

川崎市肺がん検診申込書・記録票

※ 受診される方へ：太枠の中を強くお書きください。

受診年月日	令和 年 月 日	診査機関名	
一部負担金	1. 有 2. 無	一部負担金「2. 無」の場合の理由	1. 生保 2. 非課税 3. 70歳以上
同日実施	☐ 特定健診		

受診される方の検診情報を検診の精度管理、がん研究などの目的のために使用させていただく場合があります。個々人の検診情報が漏れることはありません。

漢字氏名		カナ氏名		性別	男・女	生年月日	明・大・昭 年 月 日 (歳)
住所	川崎市 区					電話	

次の質問をよく読んで、該当する番号を「○」で囲んでください。

1 肺がん検診を受けたことがありますか	
1 ない	2 ある [前回 年 月頃、検査結果 異常なし/病名()]
2 血縁者で「がん」にかかった人はいますか () には部位を記入してください	
1 いない	2 いる (1) 父母() (2) 兄弟姉妹() (3) おじ・おば()
3 いままで、次の病気をしたことがありますか	
1 ない 2 ある	
(1)肺がん (2)肺炎 (3)肺結核 (4)肺線維症 (5)肺気腫 (6)その他の肺疾患 ()	
いつですか⇒(年 月)	
4 胸部の手術をしたことがありますか	
1 ない 2 ある(病名)	
5 現在治療中の病気はありますか	
1 ない 2 ある(病名)	
6 最近6か月以内に以下のような症状はありますか	
1 ない 2 ある	
(1)せき (2)たん (3)血たん (4)胸・背中痛み (5)体重減少	
7 嗜好について	
たばこ 1 吸ったことがない 2 以前吸っていた 1日()本×()年 ()年前まで	
3 吸う 1日()本×()年	
8 職業環境 (1) 石綿(アスベスト)関係 (2) その他()	
9 妊娠の可能性はありますか。(女性のみ回答)	
1 ない 2 ある	

胸部 エクス 線	一次読影日 年 月 日	医師名			
	所見		診断	エックス線判定区分(記号を記入する)	
				a 読影不能 b 異常所見を認めない c 異常所見を認めるが精査を必要としない d 異常所見を認めるが肺がん以外の疾患が考えられる e1 肺がんの疑いを否定しえない e2 肺がんを強く疑う	
	比較読影:有⇒変化:無・有()				
胸部 エクス 線	二次読影日 年 月 日	医師名			
	所見		診断	エックス線判定区分(記号を記入する)	
				A 読影不能 B 異常所見を認めない C 異常所見を認めるが精査を必要としない D 異常所見を認めるが肺がん以外の疾患が考えられる E1 肺がんの疑いを否定しえない E2 肺がんを強く疑う	
	比較読影:有⇒変化:無・有()				
胸部エックス線検査決定判定区分		A B C D E1 E2			
喀 痰 細胞 診	1 実施せず	初回採痰	喀痰採取日 月 日～ 月 日	喀痰細胞診判定	
	2 実施した(実施理由 ア・イ) ⇒ ※「がん検診等の手引き」参照		提出日 月 日～ 月 日		
	3 すすめたが痰が取れなかった	再採痰	再採取日 月 日～ 月 日 再提出日 月 日～ 月 日	A B C D E	
総合判定		1 所見なし・精密検査不要 2 所見あり・精密検査不要 3 要精密検査(肺がん以外)			
		4 要精密検査 ⇒ (1)自院で実施 ・ (2)他院を紹介(医療機関名)			
		判定医師名			
医師のコメント (所見)					

検診結果について、説明・指導を受けました。 令和 年 月 日 受診者署名	
医師記載欄	来院しないので ☐ 結果を郵送 ☐ 医師が本人に電話説明した後、結果を郵送
備考:	

川崎市肺がん検診申込書・記録票

※ 受診される方へ：太枠の中を強くお書きください。

受診年月日	令和 年 月 日	診査機関名	
一部負担金	1. 有 2. 無	一部負担金「2. 無」の場合の理由	1. 生保 2. 非課税 3. 70歳以上
同日実施	☐ 特定健診		

受診される方の検診情報を検診の精度管理、がん研究などの目的のために使用させていただく場合があります。個々人の検診情報が漏れることはありません。

漢字氏名		カナ氏名		性別	男・女	生年月日	明・大・昭 年 月 日（ 歳）
住所	川崎市 区					電話	

次の質問をよく読んで、該当する番号を「○」で囲んでください。

1 肺がん検診を受けたことがありますか	
1 ない	2 ある（ 前回 年 月頃、検査結果 異常なし／病名（ ） ）
2 血縁者で「がん」にかかった人はいますか（ ）には部位を記入してください	
1 いない	2 いる（1）父母（ ）（2）兄弟姉妹（ ）（3）おじ・おば（ ）
3 いままで、次の病気をしたことがありますか 1 ない 2 ある	
（1）肺がん（2）肺炎（3）肺結核（4）肺線維症（5）肺気腫（6）その他の肺疾患（ ）	
いつですか⇒（ 年 月）	
4 胸部の手術をしたことがありますか 1 ない 2 ある（病名（ ））	
5 現在治療中の病気はありますか 1 ない 2 ある（病名（ ））	
6 最近6か月以内に以下のような症状はありますか 1 ない 2 ある	
（1）せき（2）たん（3）血たん（4）胸・背中での痛み（5）体重減少	
7 嗜好について たばこ 1 吸ったことがない 2 以前吸っていた 1日（ ）本×（ ）年（ ）年前まで	
3 吸 う 1日（ ）本×（ ）年	
8 職業環境（1）石綿（アスベスト）関係（2）その他（ ）	
9 妊娠の可能性はありますか。（女性のみ回答） 1 ない 2 ある	

胸部 エクス 線	一次読影日 年 月 日 医師名						
	所見	診断					
		エックス線判定区分（記号を記入する） a 読影不能 b 異常所見を認めない c 異常所見を認めるが精査を必要としない d 異常所見を認めるが肺がん以外の疾患が考えられる e1 肺がんの疑いを否定しえない e2 肺がんを強く疑う					
	比較読影：有⇒変化：無・有（ ）						
胸部 エクス 線	二次読影日 年 月 日 医師名						
	所見	診断					
		エックス線判定区分（記号を記入する） A 読影不能 B 異常所見を認めない C 異常所見を認めるが精査を必要としない D 異常所見を認めるが肺がん以外の疾患が考えられる E1 肺がんの疑いを否定しえない E2 肺がんを強く疑う					
	比較読影：有⇒変化：無・有（ ）						
胸部エックス線検査決定判定区分		A	B	C	D	E1	E2
喀 痰 細胞 診	1 実施せず	初回採痰	喀痰採取日 月 日～ 月 日	喀痰細胞診判定 A B C D E			
	2 実施した（実施理由 ア・イ）⇒		提出日 月 日～ 月 日				
	※「がん検診等の手引き」参照		再採取日 月 日～ 月 日				
3 すすめたが痰が取れなかった	再採痰	再提出日 月 日～ 月 日					
総合判定	1 所見なし・精密検査不要 2 所見あり・精密検査不要 3 要精密検査（肺がん以外）						
	4 要精密検査 ⇒（1）自院で実施 ・（2）他院を紹介（医療機関名（ ））						
判定医師名							
医師のコメント（所見）							

検診結果について、説明・指導を受けました。 令和 年 月 日 受診者署名
医師記載欄 来院しないので ☐ 結果を郵送 ☐ 医師が本人に電話説明した後、結果を郵送
備考：

受診年月日	令和 年 月 日	診査機関名	
一部負担金	1. 有 2. 無	一部負担金「2. 無」の場合の理由	1. 生保 2. 非課税 3. 70歳以上
同日実施	☐ 特定健診		

漢字 氏名		カナ 氏名		性別	男 ・ 女	生年月日	明 ・ 大 ・ 昭 年 月 日 (歳)
住所	川崎市 区					電話	

検診結果について、説明・指導を受けました。 令和 年 月 日 受診者署名				
医師記載欄	来院しないので	☐ 結果を郵送	☐ 医師が本人に電話説明した後、結果を郵送	
備考：				

川崎市がん検診等委託料請求書

令和 年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

医療機関コード

所 在 地

名 称

開 設 者

令和 年 月中にがん検診等(医療機関実施)に要した費用として、次のとおり請求します。

区 分		請求額(自己負担金あり)			請求額(自己負担金無し)			決 定 額	
		件数	単価(税込み)	金額	件数	単価(税込み)	金額	件数	金額
肺 がん 検 診	初 診 料								
	胸部エックス線検査								
	喀 痰 検 査								
	小 計								
大 腸 がん 検 診	初 診 料								
	免疫学的便潜血検査								
	小 計								
胃 がん 検 診	初 診 料								
	胃部エックス線検査								
	胃部内視鏡検査								
	小 計								
子 宮 がん 検 診	初 診 料								
	頸 部 の み								
	頸 部 + 体 部								
	頸部+体部(採取不能)								
	コルポスコピー								
	小 計								
乳 がん 検 診	初 診 料								
	マンモグラフィ								
	小 計								
骨粗しょう症 検 診	初 診 料								
	DXA法による腰椎測定								
	MD法・SXA法等								
	超 音 波 法								
	小 計								
合 計									

注(1) 太線内のみ記入してください。

(2) 請求書は2枚1組です。1枚目にすべての申込書・記録票を添付して健康福祉局健康増進課に提出してください。
※ 2枚目は切り離し、医療機関控としてお手元で保管ください。提出は不要です。

(3) 翌月15日までの提出期限です。過ぎた場合には翌々月分として処理させていただきます。

(4) 複数月分をまとめて請求する場合は、請求書は1部で結構です。
※ 前年度分の請求は、本年度分と分け、従来の請求書を用いて、別途請求書を作成してください。
また、過年度分は別途処理させていただきます。

川崎市がん検診等委託料請求書

令和 年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

医療機関コード

--	--	--	--	--	--

所 在 地

名 称

開 設 者

令和 年 月中にがん検診等(医療機関実施)に要した費用として、次のとおり請求します。

区 分		請求額(自己負担金あり)			請求額(自己負担金無し)			決 定 額	
		件数	単価(税込み)	金額	件数	単価(税込み)	金額	件数	金額
肺 が ん 検 診	初 診 料								
	胸部エックス線検査								
	喀 痰 検 査								
	小 計								
大 腸 が ん 検 診	初 診 料								
	免疫学的便潜血検査								
	小 計								
胃 が ん 検 診	初 診 料								
	胃部エックス線検査								
	胃部内視鏡検査								
	小 計								
子 宮 が ん 検 診	初 診 料								
	頸 部 の み								
	頸 部 + 体 部								
	頸部+体部(採取不能)								
	コルポスコピー								
	小 計								
乳 が ん 検 診	初 診 料								
	マンモグラフィ								
	小 計								
骨粗しょう症 検 診	初 診 料								
	DXA法による腰椎測定								
	MD法・SXA法等								
	超 音 波 法								
	小 計								
合 計									

注(1) 太線内のみ記入してください。

(2) 請求書は2枚1組です。 1枚目にすべての申込書・記録票を添付して健康福祉局健康増進課に提出してください。
※ 2枚目は切り離し、医療機関控としてお手元で保管ください。提出は不要です。

(3) 翌月 1 5 日までが提出期限です。過ぎた場合には翌々月分として処理させていただきます。

(4) 複数月分をまとめて請求する場合は、請求書は1部で結構です。
※ 前年度分の請求は、本年度分と分け、従来の請求書を用いて、別途請求書を作成してください。
また、過年度分は別途処理させていただきます。

川崎市肺がん検診精密検査結果報告書

令和 年 月 日

（あて先）川崎市 長

〔 精密検査実施医療機関 〕 住 所
名 称
医師名

川崎市肺がん検診委託事業実施要綱第 1 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり
要精検者の結果を報告します。

一次検診実施医療機関 記入欄

漢字 氏名		カナ 氏名		性別	男・女	生年 月日	明・大・昭 年 月 日生
住所	川崎市 区						

医 療 機 関 名

住 所

一 次 検 診 実 施 日 令和 年 月 日

精密検査年月日 令和 年 月 日

診 断 (1. 異常なし 2. 原発性肺がん)
 上記「2」の場合 (1. 0 期 ・ 2. I 期 ・ 3. II 期 ・ 4. III 期 ・ 5. IV 期)
 3. 転移性肺腫瘍 4. その他の疾患 (1. 肺結核 2. その他)
 5. 肺がんの疑い 6. 未確定 7. 未受診)

※ 「2. 原発性肺がん」の場合は、該当する病期の番号に○をしてください。
※ 「4. その他の疾患」の場合は、「1. 肺結核」又は「2. その他」に○をしてください。（複数選択可）

※ 所 見

※本報告書は精度管理上必要であるため、川崎市健康福祉局健康増進課（川崎市川崎区宮本町 1 番地）への提出
に御協力をお願いします。

川崎市肺がん検診精密検査結果報告書

令和 年 月 日

（あて先） 川 崎 市 長

〔 精密検査実施医療機関 〕 住 所

名 称

医師名

川崎市肺がん検診委託事業実施要綱第 1 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり
要精検者の結果を報告します。

一次検診実施医療機関 記入欄

漢字 氏名		カナ 氏名		性 別	男・女	生年 月日	明・大・昭 年 月 日生
住所	川崎市 区						

医 療 機 関 名

住 所

一次検診実施日 令和 年 月 日

精密検査年月日 令和 年 月 日

診 断

1. 異常なし 2. 原発性肺がん

上記「2」の場合 （ 1. 0 期 ・ 2. I 期 ・ 3. II 期 ・ 4. III 期 ・ 5. IV 期 ）

3. 転移性肺腫瘍 4. その他の疾患（ 1. 肺結核 2. その他 ）

5. 肺がんの疑い 6. 未確定 7. 未受診

※ 「2. 原発性肺がん」の場合は、該当する病期の番号に○をしてください。

※ 所 見

※本報告書は精度管理上必要であるため、川崎市健康福祉局健康増進課（川崎市川崎区宮本町1番地）への提出に御協力をお願いします。

川崎市肺がん検診精密検査結果報告書

令和 年 月 日

（あて先）川崎市 市長

〔 精密検査実施医療機関 〕 住 所
名 称
医師名

川崎市肺がん検診委託事業実施要綱第17条第2項の規定に基づき、次のとおり
要精検者の結果を報告します。

一次検診実施医療機関 記入欄

漢字 氏名		カナ 氏名		性 別	男・女	生年 月 日	明・大・昭 年 月 日生
住所	川崎市 区						

医 療 機 関 名
住 所
一次検診実施日 令和 年 月 日

精密検査年月日 令和 年 月 日

診 断
1. 異常なし 2. 原発性肺がん
 上記「2」の場合 （ 1. 0期 ・ 2. I期 ・ 3. II期 ・ 4. III期 ・ 5. IV期 ）
3. 転移性肺腫瘍 4. その他の疾患 （ 1. 肺結核 2. その他 ）
5. 肺がんの疑い 6. 未確定 7. 未受診

※「2. 原発性肺がん」の場合は、該当する病期の番号に○をしてください。
※「4. その他の疾患」の場合は、「1. 肺結核」又は「2. その他」に○をしてください。（複数選択可）

※ 所 見

※本報告書は精度管理上必要であるため、川崎市健康福祉局健康増進課（川崎市川崎区宮本町1番地）への提出に御協力をお願いします。

川崎市がん検診精密検査紹介状

令和 年 月 日

_____ 御中

受診者氏名 (歳)

川崎市_____がん検診を実施しましたところ、別紙のと通りの結果を得ました。
_____がんについて、さらに検査が必要と思われますので、よろしくご高診をお願いいたします。

なお、精密検査の結果につきましては、別添の「精密検査結果報告書」にご記入いただき、同封の封筒にて川崎市健康福祉局あてにご提出くださいますようお願いいたします。

診 断

.....
.....
.....
.....

所在地

名 称

医 師